第１回世田谷区農業委員会総会

日：令和８年８月27日（木）
場所：三茶しゃれなあどホール　オリオン

第１回世田谷区農業委員会総会　会議録

開 催 日 時：令和８年８月27日（木）午後３時から

開 催 場 所：三茶しゃれなあどホール　オリオン

出席の委員：会長　宍戸幸男、会長職務代理者　大平佳史、荒井茂実、小池政子、田中宏和、粕谷克己、浦野隆司、川本滋、浅野泰三、佐藤賢治、鈴木和裕、島田秀昭、橋本秀夫、上野博、荒井吉一、河野賢一、榎本隆之、大出英子、阿久津皇、真鍋よしゆき、岡本のぶ子

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長　梅原文、事務次長　吉田健彦、主事　北川祐人、主事　藤田遼二、主事　下田亮太、主事　鎌田瑞生

会議次第

１．開会

２．会長挨拶

３．議事録署名委員の指名

４．議案の審議

（１）第１号議案　農地法に基づく許可申請について

・農地法第３条について　【該当無し】

（２）第２号議案　農地法に基づく転用届出等について

・農地法第４条について

・農地法第５条について

（３）第３号議案　その他の事項について

・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

・特定農地貸付法に基づく承認申請について

５．協議事項

（１）令和８年１０月の総会日程（案）について

（２）生産緑地の取得のあっせん依頼について

（３）一般社団法人東京都農業会議『第６６回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦について

６．報告事項

（１）内田農業振興会令和８年度『農業功労者表彰』候補者の推薦について

【該当者無し】

（２）令和８年度農地パトロールについて

（３）ふれあい農園「リンゴのもぎとり」「青パパイヤのもぎとり」の開催について

７．その他

８．閉会

○事務局　皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、本日ご出席予定の委員の皆様が全員おそろいになりましたので、ただいまより第１回世田谷区農業委員会を開催したいと思います。

私は事務長の梅原と申します。よろしくお願いします。

まず、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第２号議案の資料がNo.1、No.2、第３号議案の資料がNo.3、No.4、協議事項の資料につきましてはNo.5、No.6、No.7、報告事項の資料はNo.8、No.9、また、別途資料といたしまして東京都農業会議情報、「スポットワーカーを活用する農業者の方に奨励金を交付します」のチラシを置かせていただいております。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、次第２、会長挨拶から始めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長　（会長、挨拶）

議事に入る前に、本日は全委員が出席しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の署名委員ですが、河野賢一委員、榎本隆之委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第４の議案の審議に入ります。

(2)の第２号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第２号議案は全て専決処理のため、報告のみとなります。

今月は、農地法第４条が１件、第５条が４件あります。

この件について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　ここからは事務次長の吉田が報告させていただきます。

まず、農地法第４条、第５条についてですが、農地を住宅等にする場合には農地法第４条、農地を農地以外のものにする場合で所有権移転等を伴う場合は第５条の手続が必要となってきます。いずれも本来は都知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地では届出制となっており、会長の専決処分でもあるため、事務局からの報告のみとなります。

それでは、資料No.1をご覧下さい。第２号議案農地法第４条に基づく転用届出について。

受付番号8-4-4。（事務局より、申請内容について説明）

続きまして、資料No.2－1をご覧下さい。第２号議案農地法第５条に基づく転用届出について。

受付番号8-5-14。（事務局より、申請内容について説明）

続きまして、資料No.2－2をご覧下さい。受付番号8-5-15。（事務局より、申請内容について説明）

続きまして、資料No.2－3をご覧下さい。受付番号8-5-16。（事務局より、申請内容について説明）　続きまして、資料No.2－4をご覧下さい。受付番号8-5-17。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご質問がないようですので、農地法に基づく転用届出等についての報告は終わります。

続きまして、(3)の第３号議案その他の事項についてを上程いたします。

初めに、引き続き農業経営を行っている旨の証明願８件について審議いたします。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局　では、８件ございますので順にご説明をいたします。

資料No.3－1をご覧下さい。第３号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました粕谷克己委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○粕谷委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続いて、２件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.3－2をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました佐藤賢治委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○佐藤委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、３件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.3－3をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました川本滋委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○川本委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、４件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.3－4をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました島田秀昭委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○島田委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、５件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.3－5をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました橋本秀夫委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○橋本委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、６件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.3－6をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました小池政子委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○小池委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、７件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.3－7をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　この件について調査されました荒井吉一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○荒井（吉）委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続きまして、８件目を事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.3－8をご覧下さい。（事務局より、申請内容について説明）○宍戸会長　この件について調査されました榎本隆之委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○榎本委員　（委員より、調査内容について報告）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

続いて、特定農地貸付法に基づく承認申請について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　特定農地貸付法では、農地法の特例を適用して、都市住民等が小区画の農地を利用し、農業に親しむことができる市民農園の開設を認めております。その場合、開設者は、貸付農地で市民農園を開設することについて、農業委員会の承認を受ける必要がございます。世田谷区では、区が開設者となる市民農園を区民農園と称して運営しており、今回の申請は、世田谷区が上祖師谷2-32ファミリー農園と弦巻5-21ファミリー農園の２園を開設することについての承認申請でございます。

それでは、資料No.4をご覧下さい。第３号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。（事務局より、申請内容について説明）

○宍戸会長　ありがとうございました。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員　大変ありがたいことなんですけれども、貸借期間のこれだけ長い年、これは何かルールがあったんでしょうか。また、その理由があれば。

○事務局　事務長よりお答えします。

こちらは都の補助金を活用して開設をする事業でございます。つきましては、都の補助金の減価償却期間としまして８年６か月を当初の貸借の期間とし、その後２か年ずつ更新という形での対応としております。

以上です。

○真鍋委員　東京都の補助金が来るのでその期間があるということなんですが、例えば万が一そこで相続等が発生したり、この契約を履行できないということになった場合にはどうなるんですか。

○事務局　事務長よりお答えします。

当初の計画でも８年６か月ということでのお願いはしておりますが、相続が発生した際には区から速やかに農地を返却します。利用者の方にも、相続が発生した際にはお返しをせざるを得ないので、ご理解、ご協力下さいということで、当初よりそういった周知、案内をしております。なので、区は、契約途中であったとしても、相続が発生した際には所有者の意向を踏まえ農地をお返しするということでございます。

以上です。

○真鍋委員　そうすると、東京都のその期間に満たない場合にはその差が出る訳ですけれども、それはどういうふうにやるんですか。

○事務局　その際には、東京都と、年数で割って残りの期間を区としてお返しするという

ような、補助金の返金という形で対応いたします。ついては、残りの減価償却期間を割り返してお返しするという対応で、昨年度そういった対応が発生しております。

以上です。

○真鍋委員　分かりました。

○宍戸会長　ほかにはご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ほかにご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認とさせていただきます。

これをもちまして次第４の議案の審議は終了いたします。

続きまして、次第５の協議事項に移ります。

⑴令和８年10月の総会日程（案）について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.5、令和８年10月の総会日程（案）についてをご覧下さい。次回、９月総会につきましては、令和８年９月30日水曜日午後３時から、会場は三茶しゃれなあどホール５階オリオンでの開催が決定しております。

令和８年10月の開催日程（案）につきまして、10月30日金曜日午後３時から、会場は区役所東棟９階第５委員会室での開催を予定しております。

以上のことについてご協議をお願いいたします。

○宍戸会長　この件についてご質問とご意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、総会日程（案）については原案どおりといたしてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○宍戸会長　それでは、案どおりに決定いたします。

次に、⑵生産緑地の取得のあっせん依頼について協議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.6、生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧下さい。７月24日付で生産緑地の買取り申出が受理され、東京都及び世田谷区に照会をかけましたが、買取り希望なしの回答がありましたので、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をさせていただく次第でございます。裏面に案内図がございますので、ご確認いただければと思います。

以上でございます。

○宍戸会長　この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員　新メンバーの初の会議なので、一度改めてお尋ねしたいんですけれども、買取り申請があって、区が買った件数は１件もないと前に聞いたんですけれども、そうすると結局、買取り申請をして３か月以内ですか、いろいろ照会をして、買われない場合にはそれが解除になると。そうすると、世田谷区がこれまで購入している生産緑地というのは、買取り申請に基づくものではなくて、それ以前に世田谷区がいろいろな計画を立てていたり、何かそういうものに合致したものは買い取る。買取り申請が出たものについては買い取らないよということを回して、最終的にこの農業委員会であっせんもあって、それでも見つからなければ生産緑地の解除という形で、要は買取り申請をやっても世田谷区が買い取ることはない。買い取るとするならば、事前に世田谷区はそのような計画を立てていて、それでそのことを履行する、こういう解釈でよろしいんでしょうか。

○事務局　買取り申出が出てから、行政は買取りの通知を１か月以内に返事をしなければならないということになってございます。これは大変厳しいスケジュールで、課題ではございます。

買取り申出の出たものを購入したことがないのかというお話でいきますと、粕谷にあります農福連携事業地は、私の知る限り唯一なんですけれども、事前にお話をした上で買取り申出に合わせて買い取っていきましょうというように所有者の方と合意ができていましたので、この１か月に間に合う形で買取りをしたという事例がございます。

ですが、それ以外については、このタイミングで買うことは大変難しくて、おっしゃるとおり、道路計画ですとか公園の計画があるところについては、事前にお話をしていただいた上で、相続の際に再度お声かけをしていただくことが多くて、それがほとんどなんですが、世田谷区としても、それ以外のところも事前のお声かけをできるだけ努力するように、特にみどり部を含めて、方針等も定めていこうということでやっておりますので、この１か月が厳しいということは変わらないんですが、事前のお声かけをできるように体制を整えているところでございます。

以上です。

○真鍋委員　農地の保全地区を指定していて、そのエリアの生産緑地についてはあらかじめ意向調査等をされて、それで買い取ったところとかは公園になっているところがあると思うんですが、その保全の地区以外の生産緑地もこれ以上減らさないという方針で、もちろん地権者の方の意向が一番大きいんですけれども、今、係長が言われようとした、世田谷区の方針を大きく変えて、その辺の意向調査等をして、生産緑地を残していく方向で動いていくやに伺っているんですが、そのような解釈でよろしいんでしょうか。

○事務局　事務長よりお答えします。

先程お話のあった、これまでの農地保全方針を改めまして、令和８年２月に農のみどり保全活用方針という、区が貴重な農地をより保全していけるように方針は定めて、４月以降施行しておりますが、全ての農地を限られた財政の中、取得するのは困難でございますので、どういう土地を優先的に取得をしていくかについて、みどり部と都市農業、それから都市計画等、関係する所管の方でどういうルール化をするのかの検討を今スタートしたところです。また、検討の報告等がまとまりましたら議会にも報告をさせていただきますが、認識としては、貴重な農地をできるだけ世田谷区としても残していきたいという思いは同じで、どのように残していくか、何㎡であるとか、どういう条件のものを優先的にとか、そういうことについて、まずは庁内で議論して、また農業者や事業者の皆様にもお声を聞きながら進めていくところでございます。

以上です。

○真鍋委員　毎回、こういう従事者証明の発行であるとかが出てくる訳です。それの解除やむなしという形になっていく件をこの農業委員会では審査していく訳ですよね。その次にはもう専決事項で報告になって、売り払われていくというのをずっと報告を受けている訳です。今も課長が言われて、その方針でいいと思うんですが、調査、調査みたいな形だと、生き物というか動いていますから、とても間に合わなくなるんじゃないかと心配をしていますので、両ＪＡさんとよく連絡を取って。もちろん、さっき課長が全てを買い取れるほどのお金云々と言われているけれども、持ち主の方だって、様々な家族構成や様々な対策で、全て区に買ってもらうという状況じゃないお宅もあると思うんです。だから、そこのところは瀬踏みというか事前に整理しておかないと、万が一相続が発生してももう間に合わないということになる訳ですから、検討にあまり時間をかけずに、よく両ＪＡさんと相談しながら、生産緑地をお持ちの方の意向調査に踏み切らないと、やっぱりどんどん

減っていくだけだと思いますので。これは要望です。

○宍戸会長　ありがとうございます。

ほかにご意見等がございましたら、お願いいたします。

○川本委員　ちょっと聞いていいですか。こういうあっせんとかそういうものって、今、例えば農地を残すために農福連携の畑、粕谷のやつはいつもファーマーズへ行くときに行ったり来たり見ているところではありますけれども、相続が発生した後のこういう申請になると１か月じゃないですか。１か月で下りない、買取りができなければ解除になっていくでしょう。今言われたみたいに事前にというのは、相続の前からある程度そういう打診があって内々に話を、ここの場所だったらいいかなという形で進めていたりするものなんですか。

○事務局　所有者さんからお声がある場合もありますし、あとは、現状では、公園にできるような場所の農地でお声かけができるようなところから順にお声かけをしていると。ただ、農地はその網にかかっていないところがたくさんございますので、そういったところの優先順位づけが今、課題になっているところです。

○川本委員　ある程度場所とか形が大事だということなんでしょう。

○事務局　現実的なところが方向性として見えたところにはお声かけしている場合もあるようでございます。

○川本委員　ありがとうございました。

○真鍋委員　さっきの唯一買い取った事例が農福連携の農場というところが、ある意味ちょっと誤解を与える部分もあると思うんです。あれは、農福連携の農場をお借りして、世田谷区がお金をかけて整備をし、オープンをした後に相続が発生し、世田谷区はそれを買い取らなくて、ほかの農地を見つけようとしていたんです。だけれども、東京都がそれを買い取る補助制度を持っていたので、遅ればせながら手を挙げて、この買取りに間に合わせることができたというふうに私は解釈しています。だから、それは農福連携で世田谷区が借りて、それだけの手を入れて投資もしていたというご縁があり、その流れになったと思うんです。

さっき聞かれたことも、もう生産緑地が70ha台になって、これは都市計画で決定されて、みんな分かっている訳ですよ。そうすると、例えばこの部分を今後も残していきたいという所有者さんの意向とかがあれば、これは世田谷区とすれば、それを政策会議とかにかけてそういう計画を立てておかないと、一朝有事の際に買い取ることは間に合わないと。こ

れがさっきからの議論なんだよね。だから、これは早く一つの方向を決めないと、重点地区で何か手をつけられているところだけは残るかもしれないけれども、それ以外は無理だということになりますので、やっぱりその辺よく整理をして、お願いします。

○宍戸会長　ありがとうございました。

ほかにはございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ほかにご意見がないようですので、買取りの希望等がありましたら事務局までご連絡お願いいたします。

次に、(3)『第66回企業的農業経営顕彰』の候補者の推薦について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　資料No.7、一般社団法人東京都農業会議『第66回企業的農業経営顕彰』についての資料をご覧下さい。本事業の概要ですが、東京農業の発展のため、経営発展を目指す農業者の具体的目標となっていただくため、また、地域に即応した生産環境を整備し、創意工夫とたゆまぬ努力によって企業的経営に取り組まれている方について、顕彰をしておる事業でございます。

毎年、東京都農業会議より農業委員会宛てに推薦依頼があり、区内各ＪＡ管内からご推薦をいただいた候補者について、最終的に農業委員会名で推薦をする必要がございます。推薦基準については、過去７年以上、当該農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている40歳以上の者、かつ、年間農業収入が概ね500万円以上で、かつ、農業部門で利益が生じているもの、あるいは、10ａ当たりの農業収入が70万円以上あるもの等が要件として挙げられており、事務局の方で確認をさせていただいております。

今回推薦のあった候補者について、本日の総会で承認をいただき、審査会等を経て、受賞者に決定されました暁には、来年２月18日に実施される東京都農業委員会・農業者大会にて表彰がされる予定でございます。推薦内容については別紙をご確認いただければと思います。

今回、ＪＡ○○管内から○○○○さん、ＪＡ○○管内から○○○○さんのご推薦をいただいております。

なお、本顕彰における企業的、企業化とは、法人経営に限らず、個人経営でも計画的な生産活動、経営目標を持って継続的に利益を生み続ける実践のことを指しているということです。

以上、推薦についてご承認いただけるか、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長　この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がなければ、今回の２名の候補者を推薦することに賛成いただける方は挙手をよろしくお願いいたします。

（賛成者挙手）

○宍戸会長　ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、推薦することといたします。

続きまして、次第６の報告事項に移ります。

(1)から(3)まで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　次第６の報告事項について、３件続けてご説明をいたします。

まず、資料がないのですが、報告事項の１つ目として、内田農業振興会令和８年度『農業功労者表彰』の候補者の推薦についてとなります。例年この時期に公益財団法人内田農業振興会から各ＪＡ宛てに推薦依頼がなされ、最終的にＪＡ及び農業委員会会長の連名で推薦しているものでございます。

対象者につきましては、１つ目が、農業の発展または振興に功労のあった方、２つ目が、農業後継者の育成に功労のあった方というように規定されておりますが、今年度は、ＪＡ東京中央、ＪＡ世田谷目黒ともに推薦候補なしとのご報告をいただいておりますので、報告のみとさせていただきます。

続きまして、資料No.8、令和８年度農地パトロールについてとなります。世田谷区農業委員会では、農地管理推進月間に合わせまして全生産緑地の農地パトロールを実施し、農地の利用状況を確認する必要がございます。平成21年の農地法改正により、農地の所有者は農地を適正に管理する責務が規定されておりまして、農地法第30条に基づく農地利用状況調査、通称農地パトロールが法制化されております。適正に農地が管理されていない場合には、調査後も引き続き農業委員及び事務局職員で改善に向けた指導、対応を行いますので、下記要領のとおり担当農地のパトロールをお願いしたいと思います。

前回お越しいただいた特別総会の際にもお話しいたしましたが、例年９月１日から10月20日とさせていただいていた農地管理推進月間について、１か月後ろ倒しの10月１日から11月20日までとなってございます。ですが、調査の円滑かつ適切な実施を図るため、肥培

管理良好な農地については９月に調査を前倒しして実施することを可といたしております。肥培管理に課題のある農地につきましては10月、11月で改善する可能性があるため、そちらは引き続き10月、11月も見ていただきたいのですが、９月の時点でこれは肥培管理良好な農地であるということがお分かりいただける部分については、９月に調査を先行して行っていただいても構いませんので、本日、調査リストと地図をお配りするつもりでございます。

２の活動内容につきましてですが、肥培管理状況の目視での確認と任意での聞き取りをお願いしております。担当農地の肥培管理状況については、目視による現地確認を行っていただきまして、調査リストの管理状況欄で４項目、５段階の評価をいただきます。なお、聞き取りによる相談活動は任意とさせていただきまして、農地の状況確認や改善に向けた助言等が必要と認められる場合に限り実施をお願いいたします。全ての農地について聞き取りを行う必要はございません。また、聞き取りを実施し、確認した内容、意見等、事務局に引継ぎが必要と思われる内容がありましたら､調査リストに備考欄がございますので、そちらに記入いただけると助かります。担当地区の実施状況については、11月30日月曜日に予定されております農業委員会総会にて報告をいただくことになります。適正に管理されていなかった農地については、報告後も引き続き指導、対応を行っていくことになります。そして、提出されたリストを基に、こちらは個別の農地についてではなくて世田谷区全体の状況を一般社団法人東京都農業会議宛てに報告をしてまいりますので、11月の総会で報告をいただければと思います。

調査の資料と方法の詳細につきましては、総会終了後に、資料をお配りするのと併せてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項３点目、続けて説明させていただきます。資料No.9ふれあい農園「リンゴもぎとり」､ふれあい農園「青パパイヤのもぎとり」の開催についてでございます。内容は記載のとおりでして、周知方法については、いずれも９月１日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて案内をさせていただきます。ご確認をいただければと思います。

事務局からの報告事項３点については以上でございます。

○宍戸会長　この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○宍戸会長　ご意見がないようですので、以上で次第６の報告事項を終了いたします。

次に、次第７、その他について、何かございますでしょうか。

○事務局　事務局からはございません。

○宍戸会長　特にないようですので、本日の議案が全て終了いたしましたので、それでは、閉会の挨拶を大平職務代理にお願いいたします。

○大平会長職務代理者　（職務代理挨拶）

この議事録は、令和９年８月２７日（木）開催の第１回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長　宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員